

岩倉使節団復命記録の構造と特質

―国立公文書館所蔵「大使書類」を中心に―

浅井良亮

はじめに

二〇一八年十一月、アジア歴史資料センターでは「明治一五〇年」関連事業として、インターネット特別展「岩倉使節団 ―海を越えた一五〇人の軌跡―」を公開した¹⁾。当該コンテンツでは、岩倉使節団の旅程や活動についてビジュアルに提示することに加え、岩倉使節団に関する歴史資料を紹介し、それへのアクセスを促す仕組みを用意した。

岩倉使節団に関する歴史資料としては、久米邦武が編修した『特命全權大使 米欧回覧実記』が一般に知られるが、その他にも多くの公文書・私文書が国内各地の史料保存機関に収蔵されている。なかでも、国立公文書館が所蔵する「大使書類」は、岩倉使節団の公式な復命記録から構成されており、その数量も約三〇〇点と群を抜いて豊富なことから、「使節団関係史料の中心ともいうべき根本史料」と称される資料群である²⁾。なお、現在、国立公文書館デジタルアーカイブおよびアジア歴史資料センターデータベースにおいて、大使書類を構成するすべての資料のデジタル画像を閲覧することができる。

大使書類については、細目録と解説が刊行されており³⁾、資料群の全容を把握することが容易である。それに加えて、近年においては、史料保存

機関における関連資料の公開や、明治太政官文書に関する史料学的研究が進められている。今次のコンテンツ作成においても、これらの成果に基づいて、多くの新しい知見を得ることができた。

本稿では、明治太政官文書の理解をより深める試みとして、大使書類を中心とする岩倉使節団復命記録の構造と特質について検討を行うこととしたい。

一 岩倉使節団復命記録の変遷

岩倉使節団の復命記録は、太政官に提出された時点での構成と、現存する構成との間に、大きな相違が見受けられる。このことは、太政官や内閣の記録管理部局を経て国立公文書館の所蔵に至るまでの間に、復命記録が幾度かの変転を経たことを意味している。

ここでは、各種目録史料の分析を通じて、復命記録が辿った変遷を把握することとしたい。

一・一 大使事務書目および理事官視察官取調書目

明治十年一月、権少史を務める久米邦武と金井之恭は大臣・参議に宛て、上申を行った。その趣旨は、先般大使事務局を開設して「遣欧米大使ノ事務書類并ニ随行各理事官等取調書類」を「整頓」するよう命じられたところ、その作業が完了したので「別紙目録ノ通り」上呈する、というものである⁴。

上申では、「但理事官中ニハ他ノ事故ニヨリ未タ報告書ヲモ指出スニ及ハサル者モ数名アリ」と、未だ提出されていない報告書の存在が付言されている。これに則せば、上申時点において報告書は十全に出揃っておらず、復命記録として完全な構成には至っていないことが分かる。ただし、史官から太政官首脳に対して上呈というプロセスを経ていることを勘案すれば、ひとまず、この上申とともに上呈された書誌群を公式な復命記録の原型として位置づけることができよう。

上呈された書誌は、「大使事務書目」および「理事官視察官取調書目」に区分されている(表1)。大使事務書目は、岩倉使節一行と太政官正院との間で交わされた公信類、各国元首との謁見や条約改正交渉などに関わる外交記録、現地における使節一行の活動記録をまとめた雑務書類、そして久米が編修した「回覧実記」で構成されている。他方、理事官視察官取調書目は、各省から派遣された理事官や「大使随伴」を命じられた随伴員によって作成された報告書「理事功程」、および太政官左院から派遣された視察官によって作成された報告書「視察功程」で構成されている。

上呈された書誌は、上申中に「別紙目録ノ通り各二部上呈仕候」とあるように、正副二部ずつ調製された。二部ずつの調製が行われた目的は、「大使全書」の冒頭において「乃チ其正ハ之ヲ太政官ニ蔵シ其一ハ外務省ニ下

付シ之ヲ永久ニ伝ヘテ照会ニ資セハ国ノ幸福ナリ」と述べられているように⁵、太政官と外務省で分有して永久保管を行うとともに、各種照会に供するところにあった。例えば、明治十三年四月一日、駐露特命全權公使柳原前光が内閣書記官長中村弘毅に対し、「今般魯国へ赴任候ニ付左之書類携帶致度」と、ロシアへの赴任に伴い、携帶書類として「岩倉大使書類」や「同謁見式」などの廻付を依頼している。なお、柳原の願に対し、中村は「岩倉大使書類并同謁見式ハ外務省ニ備有之ニ付全省へ御照会可有之」と、外務省にも「備」があるので同省へ照会されたい、との回答を作成している。

調製された正副本の数量について、大使事務書目はともに二十七冊と同数であるが、理事官視察官取調書目は「正四十一冊 副五十冊」と合計数に異同が認められる。これは、「文部省理事功程」の冊数について、「正謄本六冊 副版本十五冊」と、謄本で提出された正本と版本で提出された副本の数量が異なっていることに起因している。

一・二 公文目録

上呈された大使事務書目および理事官視察官取調書目は、上申の通り、太政官と外務省に下付された。これらの書誌が下付された時期を特定し得る資料は、管見の限り、見出すことができない。ただし、明治十一年五月三十一日付の外務大書記官田辺太一宛太政官少書記官久米邦武上申に「大使事務書類整頓之上御送付致シ置候処」とあることから、遅くとも同時点までに下付が行われていることが分かる。

外務省に下付された副本は、後に外務省記録局において「公文」に分類され、現在は外務省外交史料館において「外交公文」の名称で保管・公開

表1 明治十年一月上呈の岩倉使節団復命記録

区分	書名	冊数	備考
大使事務書目	大使全書	1冊	
	本朝公信	1冊	
	本朝公信附属書類	3冊	
	大使公信	1冊	
	謁見式	1冊	
	条約談判書	1冊	
	在米雑務書類	1冊	
	在英雑務書類	1冊	
	在仏雑務書類	1冊	
	発仏後雑務書類	1冊	
	回覧実記	15冊	①書名「回覧日記」
理事官視察官取調書目	司法省理事功程	10冊	
	文部省理事功程	6冊	②③冊数「正謄本六冊 副版本十五冊」
	大蔵省理事功程	6冊	
	宮内省式部寮理事功程	1冊	
	肥田為良吉原重俊川路寛堂杉山一成報告理事功程	1冊	
	内海忠勝報告理事功程	1冊	
	中山信彬報告理事功程	1冊	
	岩山敬義理事功程	1冊	
	高崎正風報告視察功程	3冊	
	安川繁成報告視察功程	11冊	

(出典)

- ①国立公文書館所蔵「単行書・大使書類原本大使全書」単 00316100 (JACAR Ref.A04017147400)
 ②国立公文書館所蔵「単行書・官符原案・原本・第十二」単 00222100 (JACAR Ref.A07090011200)
 ③国立公文書館所蔵「大使事務局書類ヲ呈ス」太 00310100

されている⁸。

外交公文に分類された書誌を確認すると、大使書類と同様に構成上の変遷が見受けられる。例えば、その数量について注目してみると、前節で見たとように、明治十年一月に上呈された副本は二十一種・七十七冊であった。次に、外交公文の構成を示す最も古い目録とされる明治十八年四月作成の「公文目録」には、「岩倉大使欧米行書類 太政官引継 六十六本五帖」とあり、太政官から引き継がれた復命記録の数量が六十六冊五帖であったことが確認できる。さらに、書誌単位での情報が記載されている昭和二十七年九月作成の「公文目録」においては、復命記録として二十四種・五十七冊を数えることができる¹⁰。最後に、外交史料館において現存している外交公文の関連書誌は、二十五種・五十七冊五帖である(表2)。以上のことから、外務省に下付された復命記録は、幾度かの増減を経て現在の構成に至っていることが分かる。

こうした構成の変遷について、書誌単位で確認してみよう。第一に、「合衆国戸籍取調表」五帖である。同資料に附属の封袋には、「大蔵省理事功程 第一巻附」と上書きされており¹¹、当該資料が「大蔵省理事功程」一巻の附録であることが分かる。理事官視察官取調書目には、大蔵省理事功程は記載されているものの、附録については別記されておらず、数量も計上されていない。ただし、国立公文書館所蔵「大使書類副本」に含まれる同名資料の封袋には、正院に提出・収蔵されたことを示す「正院記録」の蔵書印が押印されている¹²。このことから、理事官視察官取調書目には記載されていないものの、合衆国戸籍取調表は大蔵省理事功程と合わせて太政官に上呈されたと考えられる。

第二に、「英国税関規則」四冊の追加である。前述した明治十一年五月三十一日付の久米上申の内容は、「大使事務書類整頓之上御送付致シ置候処其

後長岡義之ヨリ右同一之書類差出候ニ付謄写之上別紙目録之通御回シ及候条御落手有之度候也」と、大蔵理事官随行を務めた長岡義之より「書類差出」があつたので謄写した書誌を「別紙目録之通」廻付する、というものである¹³。この時に廻付された謄本が、「英国税関規則輸入法」「同輸出法」「同借庫法」「同入港法付例」の四冊である。

第三に、回覧実記十五冊の欠本である。現存する大使書類において、当該書誌が欠本となっていることは既に指摘されている¹⁴。公文においても、その数量情報から算出する限り、明治十八年時点において欠本状況が生じている。太政官にも外務省にも伝来の形跡が認められないことを勘案すれば、大使事務書目には記載されているものの、そもそも回覧実記が下付対象から除外されていた可能性を挙げることができよう。

第四に、大使全書の欠本である。公文の数量から算出すると、明治十八年の公文目録においては、大使全書一冊が計上されている。ただし、昭和二十七年の公文目録に記載はなく、外交公文にも現存は確認できない。この欠本状況は、管見の限り、大正十年まで遡ることができる。同年一月十三日、維新史料編纂事務局は外務省記録課に対し、公文の借用を願ひ出た¹⁵。貸与が行われた資料のなかに岩倉使節団の復命記録一式が確認できるのだが、大使全書の書名は記載されていない。したがって、明治十八年から大正十年の間に、大使全書の欠本が生じたことが分かる。

最後に、「安川繁成報告視察功程」の一部欠本である。左院視察官安川繁成が提出した視察功程のうち、欠本が生じているのは、「英国政事概論 前編」三冊、「英国政事概論 後編」三冊、「英国新聞紙開明鑑記」二冊、の計八冊である。前述のように復命記録一式が維新史料編纂事務局に貸与中であつたところ、大正十二年九月一日、関東大震災が発生した。同年十一月一日付の外務大臣官房文書課長宛維新史料編纂事務局長柴田駒三郎の公信

表2 外交公文中の岩倉使節団復命記録

請求番号	題簽標題	冊数	形態	表紙	用箋
公文7	本朝公信 全	1冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文1	本朝公信附属書類 上・中・下	3冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文8	大使公信 全	1冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文6	謁見式 全	1冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文9	条約談判書 全	1冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文5	在米雑務書類 全	1冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文4	在英雑務書類 全	1冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文3	在仏雑務書類 全	1冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文2	発仏後雑務書類 全	1冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文24	司法省理事功程 一～十	10冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙(1～5・9～10) 大審院赤色13行罫紙(6～8)
公文25	(文部省)理事功程 一～十五	15冊	版本	黒	
公文12	大蔵省理事功程 一～三	3冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文11	万国通私法 上・中・下	3冊	版本	黒	
公文13	大蔵省理事功程第一卷附 合衆国戸籍取調表 五葉	5帖	一紙	—	
公文23	宮内省式部寮理事功程 全	1冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文22	肥田為良吉原重俊川路寛堂杉山一成報告理事功程 全	1冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文20	内海忠勝報告理事功程 全	1冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文19	中山信彬報告理事功程 全	1冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文18	岩山敬義理事功程 全	1冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文21	高崎正風報告視察功程 上・中・下	3冊	謄本	青	太政官赤色13行罫紙
公文10	安川繁成編輯 英国議事実見録 上・中・下	3冊	版本	黄	
公文16	英国税関規則 入港法	1冊	謄本	黄	太政官青色13行罫紙
公文15	英国税関規則 輸出法	1冊	謄本	黄	太政官青色13行罫紙
公文14	英国税関規則 輸入法	1冊	謄本	黄	太政官青色13行罫紙
公文17	英国税関規則 借庫法	1冊	謄本	黄	太政官青色13行罫紙

によると、震災当日夕刻に「飛火」によって事務局庁舎が焼亡し、「当時貴省ヨリ借入ノ記録」のうち庁舎内に保管していた「別記ノ四十四冊」が「猛火ニ包マレタルカ為遺憾ナカラ焼失」してしまつた、という¹⁶。公信に添付された目録からは、焼失した四十四冊のなかに、安川繁成報告視察功程のうち前記八冊が含まれていたことが確認できる。

一・三 記録目録

外務省と同様に太政官に下付された大使事務書目および理事官視察官取調書目の正本は、その後、太政官・内閣の記録管理部局を経て、現在は国立公文書館において「大使書類」として分類され、保存・公開されている。

大使書類の最も古い構成を示す資料として、「記録目録」が挙げられる。記録目録とは、明治十九年に内閣記録局が作成した、明治太政官文書の保存台帳である¹⁷。記録目録は十三の分類から成るが、そのうち「第十単行書」において、大使書類の構成を確認することができる¹⁸。

大使書類は、「大使書類原稿」（以下「原稿」とする）、「大使書類原本」（以下「原本」とする）、「大使書類副本」（以下「副本」とする）の三つのサブシリーズに区分されている。

記録目録の「函」欄に注目すると、「原稿」の書誌には「一」、「原本」の書誌には「二」、「副本」の書誌には「三」とそれぞれ記載されており¹⁹、大使書類がサブシリーズごとに異なる函によって管理されていたことが分かる。このことは、明治四十年前後に作成されたとみられる「原稿」の借用記録において、「右本箱カギ共」と記されていることから²⁰、サブシリーズごとに鍵付の「箱」に格納して保管されていたことが窺える。つまり、大使書類を構成するサブシリーズは、管理単位である「函」に基づいて設定された

ものといえよう。

三つのサブシリーズを構成する書誌は、標題や数量の点では異同が見受けられるものの、内容の点では概ね対照関係を有している（表3）。特に、「原本」と「副本」は「正副本のようである」と指摘されているように²¹、その書誌構成は概ね同一といえる。ただし、各書誌に使用されている用箋や装丁には相違が見受けられ、厳密な意味において全く同一の書誌は一切存在していない。各書誌については、作成・伝来の経緯が異なる資料として理解する必要がある。

また、各サブシリーズの構成は大使事務書目および理事官視察官取調書目を中核としているが、それに加えて、両書目には記載されていない書誌が特定のサブシリーズに編入されている。こうした書誌としては、前節で触れた英国税関規則のように上呈後に提出されたもののほか、復命記録とは異なる作成由来のものも見受けられる。

二 大使書類の構造

前章で触れたように、国立公文書館が所蔵する大使書類は、三つのサブシリーズで構成されている。各サブシリーズについては、「原稿」は「文字通り「原本」整頓のための下書き原稿」、「原本」は「大使事務局が復命記録として新たに浄書した」簿冊群、「副本」は「原本」と「ほとんど同一の文言・内容と見てよい」、と指摘されている²²。

ここでは、書誌情報の分析を通じて、大使書類の構造に関する理解をより深めることとしたい。

表3 大使書類の書誌対照

大使書類原稿	大使書類原本	大使書類副本
欧米 大使全書	大使全書	大使全書
本朝公信(天)	本朝公信	本朝公信
本朝公信(地)		
本朝公信(人)		
大使信書原案(往)		
欧米派出 特命全権大使公信(往書 完)		
公信附属書類(一)	本朝公信附属書類(上)	本朝公信附属書類(上)
公信附属書類(二)	本朝公信附属書類(中)	本朝公信附属書類(中)
公信附属書類(三)		
公信附属書類(四)		
公信附属書類(五)	本朝公信附属書類(下)	本朝公信附属書類(下)
欧米派出 特命全権大使公信(来書 乾)	大使公信	大使公信
欧米派出 特命全権大使公信(来書 坤)		
大使信書原案(来)		
在欧米公信		
各国帝王謁見式	謁見式	謁見式
演舌応答		
	条約談判書	条約談判書
在米雑務書類	在米雑務書類	在米雑務書類
在英雑務書類	在英雑務書類	在英雑務書類
在英雑務書類		
在仏雑務書類	在仏雑務書類	在仏雑務書類
在仏雑務書類		
発仏後雑務書類	発仏後雑務書類	発仏後雑務書類
発仏後雑務書類		
理事官書類 司法省(一)	司法理事功程(一)	司法理事功程(一)
理事官書類 司法省(二)	司法理事功程(二)	司法理事功程(二)
理事官書類 司法省(三)	司法理事功程(三)	司法理事功程(三)
理事官書類 司法省(四)	司法理事功程(四)	司法理事功程(四)
理事官書類 司法省(五)	司法理事功程(五)	司法理事功程(五)
	司法理事功程(六)	司法理事功程(六)
	司法理事功程(七)	司法理事功程(七)
	司法理事功程(八)	司法理事功程(八)
	司法理事功程(九)	司法理事功程(九)
見聞筆乘	司法理事功程(十)	司法理事功程(十)
理事官書類 文部省(一)	文部理事功程(一)	文部理事功程(一)
		文部理事功程(二)
		文部理事功程(三)
理事官書類 文部省(二)	文部理事功程(二)	文部理事功程(四)
		文部理事功程(五)
理事官書類 文部省(三)	文部理事功程(三)	文部理事功程(六)
		文部理事功程(七)

大使書類原稿	大使書類原本	大使書類副本
理事官書類 文部省(四)	文部理事功程(四)	文部理事功程(八)
		文部理事功程(九)
		文部理事功程(十)
		文部理事功程(十一)
理事官書類 文部省(五)	文部理事功程(五)	文部理事功程(十二)
		文部理事功程(十三)
	文部理事功程(六)	文部理事功程(十四)
理事官書類 文部省(六)		文部理事功程(十五)
米洲聯邦戸籍整定条例	大蔵理事功程(一)	大蔵理事功程(一)
亜米利加合衆国法律書略訳		
由太郡鹹湖府税則並聞書	大蔵理事功程(二)	大蔵理事功程(二)
米国大蔵省職制及所務手続聞書		
合衆国国税事務実視録		
紐育府政聞書並諸規則訳	大蔵理事功程(三)	大蔵理事功程(三)
紐育府馬車税則訳		
勸農見込書		
	大蔵理事功程(四)	大蔵理事功程(四)
	大蔵理事功程(五)	大蔵理事功程(五)
	大蔵理事功程(六)	大蔵理事功程(六)
	合衆国戸籍取調表	合衆国戸籍取調表
理事官書類 宮内省式部寮	宮内式部理事功程	宮内式部理事功程
外国関係事務調査書	肥田吉原川路杉山 理事功程	肥田吉原川路杉山 理事功程
理事官書類 海軍省大阪府		
	内海忠勝理事功程	内海忠勝理事功程
理事官書類 外務省	中山信彬理事功程	中山信彬理事功程
清国案内		
英国サレンシストル農学校大意	岩山敬義理事功程	岩山敬義理事功程
英国獣医学校生徒規則及法度		
英倫農業会社 准許状外三件		
華盛頓府勸業寮職制		
華盛頓府勸業寮事務章程		
教師シヤユエー氏講説 工事	高崎正風視察功程(上)	高崎正風視察功程(上)
教師デーラン氏講説 農事	高崎正風視察功程(中)	高崎正風視察功程(中)
教師ブロック氏講説 税法兌銀舗略説	高崎正風視察功程(下)	高崎正風視察功程(下)
教師デローシユ氏講説 税関規則		
華盛頓府勸農局制度及費額大略		
	安川繁成視察功程	安川繁成視察功程
	英国税関規則 入港輸出輸入借庫法 長岡義之視察功程	英国税関規則 入港輸出輸入借庫法 長岡義之視察功程
	輸入・輸出・貸蔵入 横文	輸入・輸出・貸蔵入 横文
	横文切手並免状	横文切手並免状
各港規則書類 四		
耶蘇書類 七		
訴訟書類 九		

大使書類原稿	大使書類原本	大使書類副本
交際諸典例 十二		
各港輸出入物品数価税調(己巳)		
各港輸出入物品数価税調(庚午)		
各港輸出入物品数価税調(辛未)		
大使信報		
大使雑録		
来信附属書類		
大使事務局日記		
米欧回覧日記原稿【抹消線あり】		
米欧回覧日記草稿【抹消線あり】		
	大臣参議及各省卿輔約定書	
	欧米派出大使御用留	

(参考)

国立公文書館所蔵「〔記録目録〕第十 単行書」昭和46総00909100

二・一 〈原稿〉の構造

表4は、〈原稿〉の書誌情報を一覧にしたものである。これを見ると、明治十年一月に上呈された大使事務書目および理事官視察官取調書目と標題は異なるものの、同一の内容を持つ書誌が大半を占めている。一方で、「欧米派出 特命全権大使公信 来書」と「大使信書原案 来」と「在欧米中公信」のように、内容が重複する書誌を複数確認することができる。このような重複は、〈原稿〉にしか見られない。

各書誌に使用されている用箋に注目すると、その種類はさまざまである。大使事務書目と対照する書誌については、太政官の用箋が使用されているが、その様式は赤色八行罫紙や青色十行罫紙など一定ではない。大使事務書目の取調は明治六年十月七日に開始されているが²³、明治八年四月八日に統一的使用が通達された十三行罫紙が用いられていないことから²⁴、この間に編修された書誌であることが窺える。

他方、理事官視察官取調書目と対照する書誌については、記録作成元である各院・省・寮の用箋がそのまま編綴されており、太政官正院に収蔵されたことを示す「正院記録」の蔵書印が押印されている。このことから、これらの書誌は各部局から太政官に提出された復命記録そのものであることが窺える。

ただし、提出された各記録には、大使事務局の手が加えられている。そのことを文部理事官を務めた田中不二磨が提出した復命記録を例に検討してみよう。岩倉使節団に随行して欧米を歴訪した田中は、帰朝後、「實際取調之書類」の提出を命じられた²⁵。田中は、復命記録として作成した「理事功程」のうち、浄書の完了した巻から順次提出を行った(表5)。太政官に提出された理事功程は大使事務局に廻付され²⁶、同局において謄写・合

綴・装丁が施された。装丁された各簿冊の題簽を見ると、一卷から三巻までを合綴して「理事官書類一」、八巻から十一巻までを合綴して「理事官書類二」、十二巻から十四巻までを合綴して「理事官書類三」と表記されており、内容ではなく提出された順に簿冊に仕立てられたことが分かる。残りの各巻は明治八年七月二日に提出されたが²⁷、この時点までに書名が「理事官書類」から「理事功程」へと変更されており、「理事官書類」と表記された簿冊の題簽にも朱筆による訂正が加えられている。

大使事務局で施された装丁は、題簽付の青色表紙ないし無題簽の茶色表紙が付され、四つ目綴じの美濃本に仕立てられている。青色表紙の付された簿冊は、表紙への分類記号と思しき書込や角裂れの処置など、明治太政官文書のうち「青表紙文書」と呼称される簿冊と同様の特徴を有している²⁸。なお、表紙に使用されている青（縹）色には濃淡の違いが認められ、藍に近い中縹色および浅葱に近い浅縹色の二種が確認できる。中縹色の表紙は大使事務局が編修した簿冊に使用されており、浅縹色のものは理事官から提出されたものを使用されている。

ところで、明治八年三月十七日、理事官・視察官のうち復命記録を未提出の者に対して、提出の督促が通達された²⁹。これに応じて提出された書誌が複数確認できるが、これらには無題簽の茶色表紙が用いられている。なかには（原稿）に含まれていない書誌もあることから、これら簿冊の装丁が「青表紙文書」の様式と異なるのは、太政官への提出時期が遅れ込んだために、大使事務局における装丁が異なるものとされたと考えられる。

表4 大使書類原稿の書誌一覧

題簽標題	用箋	表紙	蔵書印	書込
欧米 大使全書	太政官赤色8行罫紙 太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
本朝公信 第一号至第三十号 天	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
本朝公信 自三十一号至四十六号 地	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
本朝公信 自四十七号至六十号 人	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
大使信書原案 往	(無名)青色10行罫紙	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	()ノ三
欧米派出 特命全權大使公信 往書 完	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	()ノ三
公信附属書類 一	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
公信附属書類 二	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
公信附属書類 三	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
公信附属書類 四	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
公信附属書類 五	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
欧米派出 特命全權大使公信 来書 乾	太政官青色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	()ノ三
欧米派出 特命全權大使公信 来書 坤	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	()ノ三
大使信書原案 来 附雑書	(無名)青色11行罫紙 (無名)青色8行罫紙 (無名)赤色9行罫紙 太政官赤色10行罫紙 外務省赤色8行罫紙 太政官赤色8行罫紙	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	()ノ三

題簽標題	用箋	表紙	蔵書印	書込
在欧米中公信 全	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	()ノ三
各国帝王謁見式	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
演舌応答	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
在米雑務書類	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
在英雑務書類	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
在英雑務書類	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
在仏雑務書類	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
在仏雑務書類	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
発仏後雑務書類	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
発仏後雑務書類	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	
理事官書類 司法省 一 各書四冊合綴	司法省赤色10行罫紙	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
理事官書類 司法省 二 論氏英法小言 第一卷ヨリ第四卷ニ至ル	司法省赤色10行罫紙	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
理事官書類 司法省 三 論氏英法小言 第五卷ヨリ第八卷ニ至ル	司法省赤色10行罫紙	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
理事官書類 司法省 四	司法省赤色10行罫紙	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
理事官書類 司法省 五 論氏英法小言 第十二卷ヨリ第十四卷ニ至ル	司法省赤色10行罫紙	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
見聞筆乘	司法省赤色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
理事(官書類) 功程 文部省 一 第老ヨ リ第三ニ至ル	【無罫紙】	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
理事功程 文部省 二	【無罫紙】	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
理事功程 文部省 三	【無罫紙】	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	()ノ三
理事(官書類) 功程 文部省 二 第八ヨ リ第十一ニ至ル	【無罫紙】	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	()ノ三
理事(官書類) 功程 文部省 三 第十一 ヨリ第十四ニ至ル	【無罫紙】	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	()ノ三
理事功程 文部省	【無罫紙】	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
米洲聯邦戸籍整定条例	(無名)青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
亜米利加合衆国法律書略訳	(無名)青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
由答郡鹹湖湖税則并聞書	大蔵省青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
米国大蔵省職制及所務手続聞書	大蔵省青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
合衆国国税事務実視録	大蔵省青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
紐育府政聞書並諸規則訳	大蔵省青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
紐育府馬車税則訳	大蔵省青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
勸農見込書	(無名)青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
理事官書類 宮内省式部寮	宮内省赤色10行罫紙 太政官青色10行罫紙	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	()二ノ 三
外国関係事務調査書	(無名)青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三

題簽標題	用箋	表紙	蔵書印	書込
理事官書類 海軍省大阪府	主船寮青色10行罫紙 大阪府黒色10行罫紙	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	[]二ノ三
理事官書類 外務省 地方事務質問抜粋	(無名)青色10行罫紙	青(浅縹)	正院記録・内閣記録之印	[]三
清国案内	外務省赤色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
英国サレンシストル農学校大意	内務省青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
英国獣医学校生徒規則並法度	内務省青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
英倫農業会社准許状及内則	内務省青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
華盛頓府勸業寮職制	内務省青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
華盛頓府勸業寮事務章程	内務省青色10行罫紙	茶	正院記録・内閣記録之印	利二ノ三
教師シヤユエー氏講説工事	左院赤色10行罫紙	茶	左院蔵書・諸業課・内閣記録之印	利 []
教師テーラン氏講説農事	左院赤色10行罫紙	茶	左院蔵書・諸業課・内閣記録之印	
教師フロツク氏講説税法	左院赤色10行罫紙	茶	左院蔵書・法制課・内閣記録之印	
教師デローシユ氏講説税関規則	左院赤色10行罫紙	茶	正院記録・法制課・内閣記録之印	
華盛頓勸業局制度及費額大略	左院赤色10行罫紙	茶	左院蔵書・諸業課・内閣記録之印	利 []
各港規則書類	(無名)青色12行罫紙	茅	太政官記録印・内閣記録之印	利二ノ三
耶蘇書類	(無名)青色12行罫紙	茅	太政官記録印・内閣記録之印	
訴訟書類	(無名)青色12行罫紙	茅	太政官記録印・内閣記録之印	利二ノ三
交際典例及関係書類	(無名)青色12行罫紙	茅	太政官記録印・内閣記録之印	利二ノ三
己巳年中各港輸入物品数価ノ高	大蔵省黒色8行罫紙	茶	内閣記録之印	
庚午年各港輸出物品数価税調	大蔵省黒色8行罫紙	茶	内閣記録之印	
辛未 自正月至六月 各港輸出物品数価税調	大蔵省黒色8行罫紙	茶	内閣記録之印	
大使信報	【版本】	茅	正院記録・内史本課・内閣記録之印	利二ノ三
大使雑録 自癸酉五月至全九月	太政官赤色8行罫紙 兵部省青色8行罫紙 司法省青色8行罫紙 外務省赤色8行罫紙 左院赤色8行罫紙 大蔵省青色8行罫紙 陸軍省青色8行罫紙 太政官赤色10行罫紙 工部省青色8行罫紙 文部省赤色8行罫紙 三条家赤色8行罫紙 築地電信局青色8行罫紙 外務省赤色10行罫紙 大蔵省青色10行罫紙 電信寮青色8行罫紙	青(中縹)	内閣記録之印	[]ノ三
来信附属書類	太政官赤色10行罫紙	青(中縹)	正院記録・内閣記録之印	[]ノ三
大使事務局日記	太政官赤色10行罫紙	茶	内閣記録之印	

表5 田中不二麿による復命記録の提出

提出日	提出された浄写本	「大使書類原稿」の題簽標題
M6.9.8	理事功程 老	理事官書類 文部省 一
M6.9.8	理事功程 二	
M6.10.31	理事功程 三	
(M7.9.29)	理事功程 仏国 四	理事功程 文部省 二
M8.7.2	理事功程 仏国 五	
M8.7.2	理事功程 仏国 六	理事功程 文部省 三
M8.7.2	理事功程 仏国白耳義国 七	
M7.9.18	理事功程 独乙国之一 卷八	
M7.9.18	理事功程 独乙国之二 卷九	理事官書類 文部省 二
M7.9.18	理事功程 独乙国之三 卷十	
M7.9.18	理事功程 独乙国之四 卷十一	
(M7.9.29)	理事功程 和蘭国 十二	
(M7.9.29)	理事功程 瑞土国 十三	理事官書類 文部省 三
(M7.9.29)	理事功程 瑞土国 十四	
M8.7.2	理事功程 瑞土国 噠国 魯国 十五	理事功程 文部省

(出典)

- ①国立公文書館所蔵「単行書・大使書類原稿理事功程・文部省一」単00270100 (JACAR Ref.A04017138200)
- ②国立公文書館所蔵「単行書・大使書類原稿理事功程・文部省四」単00273100 (JACAR Ref.A04017138800)
- ③国立公文書館所蔵「単行書・大使書類原稿理事功程・文部省五」単00274100 (JACAR Ref.A04017139000)
- ④国立公文書館所蔵「理事功程中脱稿ノ儀届」公01444100

二・二 〈原本〉の構造

表6は、〈原本〉の書誌情報を一覧にしたものである。これを見ると、大使事務書目および理事官視察官取調書目と標題が一致しており、数量についても正本分と一致している。このことから、たしかに、〈原本〉は太政官に下付された復命記録の正本である。

〈原稿〉と比較すると、同一内容を有する書誌が整理され、書誌間の重複は見られなくなっている。また、「本朝公信」や「岩山敬義報告理事功程」のように、〈原稿〉では複数冊から成っていた書誌が一冊に合冊されている。このことから、〈原本〉の調製においては、簿冊の集約化が進められたことが分かる。

〈原本〉中の謄本は、使用されている用箋が太政官赤色十三行罫紙で統一されており、表紙も青（浅緑）色で統一されているなど、様式の統一化が認められる。〈原本〉と正副関係にある外交公文中の謄本も同じ用箋・装丁で統一されていることから、簿冊様式の統一は上呈に備えた措置と考えられる。

ところで、〈原本〉においては、「大蔵省理事功程 万国通私法」三冊や「安川繁成報告視察功程」十一冊のように、版本の体裁を取る書誌が含まれている。これらの版本には、「正院記録」の蔵書印が押印されており、理事官・視察官から太政官に提出された書誌そのものであることが分かる。提出された版本は、本来であれば〈原稿〉に編入されるところ、そのまま呈用として流用されたことが窺える。

また、新たに編入された書誌として、「司法省理事功程 加里州典」四冊が挙げられる。司法省理事功程については、司法理事官佐々木高行によって五冊分が早々に提出されたが、先述した明治八年三月の督促において、

「見聞筆乗加里州典等早々可差出候也」と通達されている³⁰。この督促に応じて報告書の追加提出がなされ、そのうち「加里州典」は司法省理事功程の六冊目から九冊目、「見聞筆乗」は十冊目に収録されている。

ところで、〈原本〉中の司法省理事功程は太政官赤色十三行野紙で統一されているが、九冊目のみ大審院の用箋が使用されている。他方、外交公文中の司法省理事功程は、やはり太政官赤色十三行野紙で統一されているが、六冊目から八冊目において大審院の用箋が使用されている。このことから、「加里州典」が大審院において作成され、提出された謄本がそのまま上呈用に流用されたことが分かる。また、大審院の用箋を用いた書誌が〈原本〉と外交公文とに混在していることから、上呈書誌の正本と副本との間で混乱が生じたことが窺える。

二・三 〈副本〉の構造

表7は、〈副本〉の書誌情報を一覧にしたものである。これを見て明らかにように、〈副本〉の構成は〈原本〉と概ね一致しており、数量についても理事官視察官取調書目の副本分と一致している。このことから、既に指摘されているように、〈原本〉と〈副本〉は正副関係にあると理解することが妥当のようである。

ただし、〈副本〉が上呈された復命記録の副本そのものかという点、そうではない。上呈された副本は、外務省に下付され、現在は外交公文に分類されていることは、前章で述べた通りである。また、使用されている用箋や装丁に注目すると、〈副本〉の簿冊には太政官青色十三行野紙・黄色表紙が使用されており、〈原本〉および外交公文との間に様式の相違が認められる。したがって、厳密な意味において正副関係を持つ復命記録は〈原本〉と

外交公文であり、〈副本〉は〈原本〉の複製として太政官内部で調製されたものと考えられる。

ところで、〈副本〉の書誌に押印されている蔵書印について、付言しておきたい。〈副本〉中の文部省理事功程には「正院記録」の蔵書印が押印されており、これら簿冊が正院に提出・収蔵されたことが分かる。文部省理事功程は、明治六年十二月から明治八年九月にかけて文部省より板行され³¹、明治十年六月に合本再板された³²。明治八年十一月には、田中から太政大臣三条実美に宛てて、「今般刻本製了候二付即全部十五冊更ニ具進候也」と、版本十五冊が上呈されている³³。上呈された版本は大使事務局に廻付されていることから、同局による謄本調製は正本分のみとされ、提出された版本を副本分として流用したことが窺える。

また、〈副本〉に含まれる合衆国戸籍取調表の封袋にも、「正院記録」の蔵書印が確認でき、当該資料が大蔵省から提出された記録そのものであると考えられる。このことを裏付けるのが、封袋の上書きである。「正院記録」が押印されている〈副本〉の封袋には、「利二ノ一」の朱筆書込が認められるが、これは〈原本〉中の書誌に散見されるものである。一方、〈原本〉に含まれる同名資料の封袋には、「利二ノ二」の朱筆書込があるが、これは〈副本〉中の書誌に散見されるものである。このことから、合衆国戸籍取調表については、〈原本〉と〈副本〉の入れ違いが生じている。先述したように、大使書類はサブシリーズごとに異なる「函」で管理されていたが、合衆国戸籍取調表の各封袋には「七函」と同じ函番号が記載された管理ラベルが貼付されており、同一の「函」において管理されることが分かる。つまり、もともと別個に管理されていた〈原本〉と〈副本〉の当該資料が、後に同一管理されたことよって、混同が生じたものと考えられる。

表6 大使書類原本の書誌一覧

題簽標題	用箋	表紙	蔵書印	書込
大使全書 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
本朝公信 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
本朝公信附属書類 上	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
本朝公信附属書類 中	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
本朝公信附属書類 下	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
大使公信 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
謁見式 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
条約談判書 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
在米雑務書類 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
在英雑務書類 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
在仏雑務書類 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
発仏後雑務書類 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
司法省理事功程 一	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
司法省理事功程 二	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
司法省理事功程 三	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
司法省理事功程 四	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
司法省理事功程 五	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
司法省理事功程 六	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	利二ノ一
司法省理事功程 七	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
司法省理事功程 八	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
司法省理事功程 九	大審院赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	利二ノ一
司法省理事功程 十尾	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	利二ノ一
文部省理事功程 一	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
文部省理事功程 二	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
文部省理事功程 三	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
文部省理事功程 四	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
文部省理事功程 五	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
文部省理事功程 六尾	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
大蔵省理事功程 一	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
大蔵省理事功程 二	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
大蔵省理事功程 三	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
大蔵理事功程 万国通私法 四	【版本】	黒	正院記録	利二ノ一
大蔵理事功程 万国通私法 五	【版本】	黒	正院記録	
大蔵理事功程 万国通私法 六	【版本】	黒	正院記録	
大蔵省理事功程第一卷附 合衆国戸籍 取調表 五葉	【一紙】	—	太政官記録	利二ノ二
宮内省式部寮 理事功程 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	太政官記録印	
肥田為良吉原重俊川路寛堂杉山一成報 告 理事功程 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	—	
内海忠勝報告 理事功程 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	—	利二ノ一
中山信彬報告 理事功程 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	—	利二ノ一
岩山敬義報告 理事功程 全	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	—	
高崎正風報告 視察功程 上	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	—	
高崎正風報告 視察功程 中	太政官赤色13行罫紙	青(浅缥)	—	

題簽標題	用箋	表紙	蔵書印	書込
高崎正風報告 視察功程 下	太政官赤色13行罫紙	青(浅縹)	—	
安川繁成編纂 英国議事実見録 上	【版本】	黄	正院記録	
安川繁成編纂 英国議事実見録 中	【版本】	黄	正院記録	
安川繁成編纂 英国議事実見録 下	【版本】	黄	正院記録	
安川繁成編録 英国政治概論前編 上	【版本】	黄	正院記録	
安川繁成編録 英国政治概論前編 中	【版本】	黄	正院記録	
安川繁成編録 英国政治概論前編 下	【版本】	黄	正院記録	
安川繁成編録 英国政治概論後編 上	【版本】	黄	正院記録	
安川繁成編録 英国政治概論後編 中	【版本】	黄	正院記録	
安川繁成編録 英国政治概論後編 下	【版本】	黄	正院記録	
安川繁成編輯 英国新聞紙開明鑑記 上	【版本】	黄	正院記録	
安川繁成編輯 英国新聞紙開明鑑記 下	【版本】	黄	正院記録	
英国税関規則 入港法	神戸港税関青色10行罫紙	茅	太政官記録	
英国税関規則 輸出法	神戸港税関青色10行罫紙	茅	太政官記録	
英国税関規則 輸入法	神戸港税関青色10行罫紙	茅	太政官記録	
英国税関規則 借庫法	神戸港税関青色10行罫紙	茅	太政官記録	
輸入 輸出 貸蔵入 横文十一綴 同二十四葉	【一紙】	—	—	
運輸車ノ切手 無税品運輸ノ切手 無税運ヒ込ノ免状 同追ヒ添ノ免状 酒類運ヒ込ノ免状 「ロテーション」 拾四綴	【一紙】	—	—	
大臣参議及各省卿大輔約定書	【一紙】	—	—	
欧米派出大使御用留之内 米都府対話 英都府対話	外務省赤色8行罫紙	(無色)	太政官記録印・内史之印(消印)	
欧米派出大使御用留之内 日本在留各国公使書翰往復并応接記	外務省赤色8行罫紙	(無色)	太政官記録印・内史之印(消印)	
欧米派出大使御用留之内 勅旨御委任状諸省見込為心得御達御沙汰御下知太政官往復旅費并進贈品代価大蔵省ヨリ請取高共	外務省赤色8行罫紙	(無色)	太政官記録印・内史之印(消印)	
自辛未十二月至壬申五月 欧米派出大副使書記官来信	外務省赤色8行罫紙	(無色)	太政官記録印・内史之印(消印)	
自第十号至第廿二号 欧米派出大副使来信	外務省赤色8行罫紙	(無色)	太政官記録印・内史之印(消印)	
欧米派出大使御用留之内 擬定条約 御国調并米都府ニテ大副使調共 附大久保伊藤兩副使帰朝趣旨書	外務省赤色8行罫紙	(無色)	太政官記録印・内史之印(消印)	

表7 大使書類副本の書誌一覧

題簽標題	用箋	表紙	蔵書印	書込
大使全書 全	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
本朝公信 全	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
本朝公信附属書類 上	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
本朝公信附属書類 中	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
本朝公信附属書類 下	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
大使公信 全	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
謁見式 全	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
条約談判書	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
在米雑務書類 全	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
在英雑務書類 全	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
在仏雑務書類 全	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
発仏後雑務書類 全	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
司法省理事功程 一	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
司法省理事功程 二	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
司法省理事功程 三	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
司法省理事功程 四	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
司法省理事功程 五	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
司法省理事功程 六	太政官青色13行罫紙	黄	—	{ } 二
司法省理事功程 七	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
司法省理事功程 八	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
司法省理事功程 九	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
司法省理事功程 十	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
理事功程 合衆国 一	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	{ } 二
理事功程 合衆国 二	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
理事功程 英国 三	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
理事功程 仏国 四	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
理事功程 仏国 五	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
理事功程 仏国 六	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
理事功程 仏国白耳義国 七	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
理事功程 独乙国 八	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
理事功程 独乙国 九	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
理事功程 独乙国 十	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
理事功程 独乙国 十一	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
理事功程 和蘭国 十二	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
理事功程 瑞土国 十三	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
理事功程 瑞土国 十四	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
理事功程 瑞土国 嘩国 魯国 十五	【版本】	黒	正院記録・史官第三課	
大蔵省理事功程 一	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	

題簽標題	用箋	表紙	蔵書印	書込
大蔵省理事功程 二	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	
大蔵省理事功程 三	太政官青色13行罫紙	黄	—	
大蔵理事功程 万国通私法 四	【版本】	黒	太政官記録	利二ノ二
大蔵理事功程 万国通私法 五	【版本】	黒	太政官記録	
大蔵理事功程 万国通私法 六止	【版本】	黒	太政官記録	
大蔵省理事功程第一卷附 合衆国戸籍 取調表 五葉	【一紙】	—	正院記録	利二ノ一
宮内省式部寮 理事功程 全	太政官青色13行罫紙	黄	—	
肥田吉原川路杉山 理事功程 全	太政官青色13行罫紙	黄	—	
内海忠勝理事功程	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録印	
中山信彬報告 理事功程 全	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録印	
岩山敬義報告 理事功程	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録印	
高崎正風報告 視察功程 上	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録印	
高崎正風報告 視察功程 中	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録印	
高崎正風報告 視察功程 下	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録印	
安川繁成編纂 英国議事実見録 上	【版本】	黄	太政官記録	
安川繁成編纂 英国議事実見録 中	【版本】	黄	太政官記録	
安川繁成編纂 英国議事実見録 下	【版本】	黄	太政官記録	
安川繁成編録 英国政治概論前編 上	【版本】	黄	太政官記録	{ } 二
安川繁成編録 英国政治概論前編 中	【版本】	黄	太政官記録	
安川繁成編録 英国政治概論前編 下	【版本】	黄	太政官記録	
安川繁成編録 英国政治概論後編 上	【版本】	黄	太政官記録	
安川繁成編録 英国政治概論後編 中	【版本】	黄	太政官記録	
安川繁成編録 英国政治概論後編 下	【版本】	黄	太政官記録	
安川繁成編輯 英国新聞紙開明鑑記 上	【版本】	黄	太政官記録	
安川繁成編輯 英国新聞紙開明鑑記 下	【版本】	黄	太政官記録	
英国税関規則 入港法	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	利二ノ二
英国税関規則 輸出法	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	利二ノ二
英国税関規則 輸入法	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	利二ノ二
英国税関規則 借庫法	太政官青色13行罫紙	黄	太政官記録	利二ノ二
輸入 輸出 貸蔵入 横文十一綴 同二十四葉	【一紙】	—	—	
運輸車ノ切手 無税品運輸ノ切手 無税 運ヒ込ノ免状 同追ヒ添ノ免状 酒類運 ヒ込ノ免状 「ロテーション」 拾四綴	【一紙】	—	—	

三 編入書誌の特質

第一章で触れたように、大使書類を構成する書誌の中には、特定のサブシリーズにのみ含まれているものが複数存在する。ここでは、そうした書誌を取り上げ、その特質を確認することとしたい。

三・一 各国規則書類ほか携行書類

〈原稿〉にのみ含まれている書誌として、「各国規則書類」「耶蘇書類」「訴訟書類」「交際典例及関係書類」および「各港輸出入物品数価税調」三冊が挙げられる。これらについては、条約改正準備交渉のために用意された携行書類、と推定されている³⁴。たしかに、岩倉使節団派遣に際し、外務省では各省に働きかけて携行書類の作成を実施した³⁵。各国規則書類以下四冊については、他の書誌と比較すると、簿冊の判型が小さく、用箋として薄手で軽い薄様紙が使用されているなど、携帯に適した仕様となっている。ただし、蔵書印に注目してみると、「太政官記録印」と「内閣記録之印」の印が押印されているが、この組合せは大使書類を構成する他の書誌には見られない。装丁についても、大使書類中にはあまり類例が見られない、茅色の表紙が使用されている。

また、各港輸出入物品数価税調については、大蔵省黒色八行罫紙が使用されていることから、十行罫紙の統一的使用が通達された明治六年六月以前の作成であることが確認できるものの³⁶、判型は多くの簿冊と同じ美濃判であり、表紙には硬質の茶色表紙が用いられているなど、携行に適した様式とは言い難い。また、「内閣記録之印」の蔵書印しか押印されておらず、

太政官に提出されたことを示す蔵書印が確認できない。

以上のことから、これら携行書類と推定されている書誌は、使節団の携帯のために準備されたことを示す特徴を有する一方で、明らかに大使書類中の書誌とは作成・伝来を異にする特徴が見受けられる。携行書類と断定するには、今少し判断材料が必要であろう。

三・二 英国税関規則および欧文資料

〈原本〉および〈副本〉に含まれている英国税関規則四冊は、先述の通り、長岡義之より提出された書誌である。

大蔵理事官随行として派遣された長岡は、明治八年三月、「先般全権大使ヨリ相達置候マルセイユ、プリンヂシー及香港税関規則取調書類早々可差出候也」と、税関規則取調書類を提出するよう督促を受けた³⁷。これに添えるべく、長岡から提出された書誌が、英国税関規則である。記録目録には「英国税関規則 入港、輸出、輸入、借庫法 長岡義之視察功程」と記載されており³⁸、当該書誌が左院視察官の報告書と同じ視察功程として位置づけられていたことが分かる。

英国税関規則のうち、〈原本〉中の書誌は、版心に「神戸港 税関」と記載されている青色十行罫紙が使用されていることから、神戸税関長の長岡から提出された書誌そのものであることが分かる。他方、〈副本〉および外交公文に含まれる同名書誌は、太政官赤色十三行罫紙・黄色表紙が使用されており、太政官において調製されたものであることが分かる。

なお、〈原本〉および〈副本〉には、「輸入輸出貨蔵入横文」および「横文切手並免状」と題する雑多な欧文資料が含まれている。各資料類を一括する封袋には、ともに「二袋之内」の朱書きが確認できることから³⁹、二つ

の欧文資料がもとは一組であったことを示している。各資料は、英国における貿易・輸送関係の事務書類で占められていることから、英国税関規則の附属資料として収集・提出されたものと推測される。

三、三 大臣参議及各省卿大輔約定書

〈原本〉にのみ含まれている「大臣参議及各省卿大輔約定書」は、岩倉使節團派遣に際して当時の政府首脳が取り交わした約定であり、早くから諸書に引用されるなど、使節團関係資料の中で最も良く知られるものである。

約定書は、明治十年一月上呈の大使事務書目には記載されておらず、外交公文にも伝来していない。その名称は、明治十九年作成の記録目録において、初めて確認することができる。このことから、明治十年一月から明治十九年までの間に、約定書は大使書類に編入されたと考えられる。

記録目録の数量欄には「一」と記載されているが、現在では「約定」と題された文書三点および封袋三点がすべて同一の請求番号にて一括管理されている。もともと紫色の平紐で綴じられた「原本」が伝存していたところ、当該資料が初めて展示された昭和四十七年秋の展示「明治前期国政資料展」開催後の書庫整理において、「草案」二点が発見されたという⁴⁰。このことから、〈原本〉に含まれていた約定書は平紐で綴じられた一点のみであったところ、草案発見後にこれらが新たに編入されたことが分かる。

約定書の原本と草案における字句や署名の異同については既に詳しく検討されているので、ここでは封袋について若干言及しておきたい。

①「大臣参議及各省卿大輔約定書」の上書きがある封袋は、原本の封袋とされている。その寸法は最も小ぶりであるが、約定書原本には三折りされた跡が確認できることから、同資料が封入されていたことが窺える。袋

の頭と胴糊代の部分には紙縫りが通されており、それによって封が可能となっている。また、三つの封袋のうち、唯一古い管理ラベルが貼付されている。

②「秘書 岩倉右大臣以下欧米各国へ派遣ニ内約書」の上書きがある封袋は、草案の封袋とされている。草案二点には、ともに二折りされていた形跡が確認できることから、草案が一括して封入されていたと考えられる。封袋には美濃紙が使用されており、折封とされているなど、①に比べると簡素な仕様となっている。

③「大臣参議及各省卿大輔約定書一点 同草案二点」の上書きがある封袋は、①や②に比べると大判で、原本・草案を折り畳むことなく封入できる寸法となっている。紙質も新しく、後に発見された草案の上書きがあることから、草案発見後に文書を保存するための措置として作製された封袋と考えられる。

三、四 欧米派出大使御用留

〈原本〉にのみ含まれている「欧米派出大使御用留」六冊は、表紙に「外務省調」の上書きがあること、用箋に外務省赤色八行罫紙が使用されていることから、外務省において調製された簿冊であることが分かる。

外務省で調製された簿冊が、なぜ大使書類に含まれているのか。「大使雑録」に収録されている明治六年五月十九日付の正院宛外務少輔上野景範上申には、「炎上之節書類焼失ニ付本省留記之内御院江関係之分此節謄写中ニ者候得とも欧米派出全権大使之部出来候間即六冊差進申候也」とある⁴¹。ここでいう「炎上之節書類焼失」とは、同月五日に発生した皇城炎上によって、明治太政官文書の多くが焼失したことを指す。焼失した記録を補完す

るべく、正院は各省などに往復書類や引継文書を謄写・提出するよう要請した⁴²。上野の上申では、正院からの要請に応えるべく外務省が保管する「留記」のうち「御院」すなわち正院に係る記録を謄写していること、そのうち調製が完了した「欧米派出全権大使之部」六冊を提出すること、が述べられている。上野から提出された「欧米派出全権大使之部」こそ、欧米派出大使御用留である。

当該簿冊には、すべて一丁目に「内史之印」の蔵書印が押印（すべて消印が追加）されているが、これは大使書類の他の簿冊には見られない特徴である。復命記録の編修・調製を行った大使事務局は太政官内史の管轄であったが、大使事務局に廻付されて復命記録として取り扱われた簿冊には、「正院記録」の蔵書印が押印されており、「内史之印」は押印されていない。このことから、欧米派出大使御用留は、正院を通じて内史に廻付された簿冊ではあるものの、大使事務局が編修・調製した記録とは別系統で收藏・管理されていた資料であったことが分かる。

三・五 回覧実記もしくは回覧日記

大使全書の冒頭には、明治十年一月付の外務大丞田辺太一ほか上申が編綴されており、その中に上呈書誌として「回覧日記」の記載が見受けられる⁴³。この事実は、岩倉使節団研究において早くから注目を集め、いくつかの検討が行われた。その後、久米美術館および京都府立京都学・歴史館（旧京都府立総合資料館）において、「米欧回覧日記」と題する書誌が所蔵されていることが確認された⁴⁴。

まず、確認をおきたいのは、上呈された書名は本当に米欧回覧日記なのか、という問題である。史官から太政官首脳に宛てて上呈された大使

事務書目には「回覧実記」と記載されており⁴⁵、大使全書冒頭の記載とは異なっている。また、同月八日付の出版目論見に関する大使事務掛上申には、「全権大使 米欧回覧実記」の書名が見られる⁴⁶。さらに、同上申に添付されている博文社社長尾景弼の「口上之覚」においては、「回覧日誌」と記されている。以上のことから、明治十年一月時点において、当該書誌の名称をめぐっては複数の揺らぎが存在していたことが分かる。「官符原案」に収録されている明治十年一月付史官上申には、大臣・参議・大史の署印が確認できることから⁴⁷、本上申に記載されている「回覧実記」が公式的の高い書名と位置づけられるだろう。

米欧回覧実記は、複数段階の加筆訂正を経て、九十三巻が成稿され、さらに校訂増補が加えられて全百巻とされた。前述の大使事務掛上申には「全部五篇九十三巻」とあり⁴⁸、また大使事務書目には「全十五冊」と記載されていることから⁴⁹、上呈された回覧実記は増補前段階の九十三巻十五冊であったことが分かる。この数量は歴史館が所蔵する「米欧回覧日記」と同数であることから、上呈された回覧実記は、標題こそ異なるものの、歴史館本と同じか極めて近い成稿段階の書誌であったと考えられる。

ただし、簿冊の用箋や装丁に注目すると、この推定には留保を加えなければならぬ。歴史館本には太政官青色十三行野紙・黄色表紙が使用されているが、これは上呈された原本⁵⁰および外交公文の簿冊様式ではなく、へ副本の様式と一致する。上呈された簿冊と同じ太政官赤色十三行野紙が使用されているのは、久米美術館所蔵の「白表紙本」と呼称される簿冊である⁵⁰。ところが、「白表紙本」に施されている装丁は、色表紙が用いられておらず、綴じ方も大和綴であるなど、明治太政官文書の装丁とは大きく異なっている。

なお、久米美術館には「青表紙本」と呼称される簿冊も存在するが、こ

の書誌に使用されている表紙は中縹色であり、用箋は太政官赤色十行野紙が用いられている。こうした特徴から、「青表紙本」は〈原稿〉のうち大使事務書目に相当する簿冊と同じ様式で仕立てられていることが分かる。

最後に、新しい書誌の存在について触れておきたい。記録目録には、〈原本〉に分類される書誌として、「米欧回覧日記原稿」および「同 草稿」の書名が記載されている⁵¹。両書名には、ともに朱筆で抹消線が引かれており、現存は確認できない。しかし、明治十九年の時点において、回覧日記の原稿および草稿と称する資料が大使書類中に存在していたことは確かである。これら原稿や草稿とされる資料がいかなる性格のものなのか、については後稿を俟ちたい。

おわりに

摺筆にあたり、本稿での検討を整理しておきたい。

岩倉使節団復命記録の原型は、明治十年一月に史官から太政官首脳に上呈された、大使事務書目および理事官視察官取調書目であった。これら書誌は上呈用に正副二部ずつ調整され、正本は太政官に下賜されて大使書類原本、副本は外務省に下賜されて外交公文として伝わることとなった。一方、粗稿本と目されてきた大使書類原稿は、大使事務局において明治八年二月までに編修された簿冊および理事官・視察官から提出された簿冊から構成されており、その性格は上呈書目の底本と理解する方が適当である。また、大使書類副本は、様式面において上呈書目との相違が見受けられることから、大使書類原本と正副関係を有する簿冊群ではなく、その複製として調整されたものと考えられる。つまり、大使書類の構造は、太政官に上呈された書誌群と、その底本群・複製群から形成されているといえよう。

ただし、これらの書誌群を核としながら、さまざまな書誌の編入・欠本を経て形成されたところに、岩倉使節団復命記録の特質が認められる。書誌単位で見ると、上呈後に遅れて提出された復命記録、焼失した太政官記録を補充するべく異なる系統で編修された書誌、関東大震災で焼亡してしまった簿冊、などがあつた。また、本来であれば大使書類原稿に分類されるべき復命記録が上呈用として流用されていること、同一管理などのために大使書類原本と外交公文、大使書類原本と大使書類副本との間に資料の混同が生じていること、が確認された。こうした点は、明治太政官文書の管理・伝来過程を考える上で、その一端を窺わせる形跡といえよう。

- 1 アジア歴史資料センター「岩倉使節団―海を越えた一五〇人の軌跡―」、二〇一八年、<https://www.jacar.go.jp/iwakura/>
- 2 菅原彬州・山崎渾子「解題」田中彰監修『国立公文書館所蔵 岩倉使節団文書別冊附録』ゆまに書房、一九九四年。
- 3 菅原彬州・山崎渾子「目録」田中彰監修『国立公文書館所蔵 岩倉使節団文書別冊附録』ゆまに書房、一九九四年。
- 4 国立公文書館所蔵「単行書・官符原案・原本・第十二 単〇〇二二二一〇〇、(JACAR Ref:A07090011200)」。
- 5 国立公文書館所蔵「単行書・大使書類原本大使全書」単〇〇三二六一〇〇、(JACAR Ref:A04017147400)」。
- 6 国立公文書館所蔵「全権公使柳原前光任所へ携帯書籍ノ件」公〇二八二八二〇〇、(JACAR Ref:A01100203500)」。
- 7 外交史料館所蔵「英国税関規則 輸入法」公文一四。
- 8 濱田耕平「外交史料館所蔵「外交公文」と明治初期外務省の編纂事業」『外交史料館報』第二十八号、二〇一四年。
- 9 外交史料館所蔵「1. 明治19年7月更訂 公文目録(記録局図書掛)」七一―一三一―二、(JACAR Ref:B13080207800)」。
- 10 外交史料館所蔵「5. 昭和27年9月調 正統通信全覽及び公文目録」七一―

- 三一一二' (JACAR Ref:B13080208200)。
- 11 外交史料館所蔵「大蔵省理事功程第一卷附 合衆国戸籍取調表」公文一三。
- 12 国立公文書館所蔵「単行書・大使書類副本大蔵省理事功程・第一卷附・合衆国戸籍取調表・五葉・第一表・人口統計」単〇〇四六七一〇〇' (JACAR Ref:A04017179800)。
- 13 前掲注 7
- 14 大久保利謙「大使全書」以下十一部の編輯について『岩倉使節の研究』宗高書房、一九七六年。
- 15 外交史料館所蔵「3. 維新史料 維新史料編纂事務局 明治四十四年十月」七一—一六' (JACAR Ref:B13080823300)。
- 16 前掲注 15
- 17 中野目徹「本書の課題と方法」『近代史料学の射程—明治太政官文書研究序説—』弘文堂、二〇〇〇年。
- 18 国立公文書館所蔵「記録目録」第十「単行書」昭四六総〇〇九〇九一〇〇。この「函」欄の記載については、それぞれ「五」・「六」・「七」と後筆による修正が加えられている。
- 19 国立公文書館所蔵「大使書類」昭四六総〇〇六〇一一〇〇。
- 20 前掲注 14
- 21 前掲注 2
- 22 国立公文書館所蔵「山口外務少輔外数名大使事務取調御用掛ヲ命ス・二条」太〇〇三一一〇一〇〇。
- 23 国立公文書館所蔵「公文野紙ヲ十三行ニ改ム」太〇〇二六三二〇〇。
- 24 国立公文書館所蔵「公文野紙ヲ十三行ニ改ム」太〇〇二六三二〇〇。
- 25 国立公文書館所蔵「単行書・官符原案・原本・第六」単〇〇二二六一〇〇' (JACAR Ref:A07090010000)。
- 26 国立公文書館所蔵「単行書・大使書類原稿大使事務局日記」単〇〇三二一五一〇〇' (JACAR Ref:A04017147200)。
- 27 国立公文書館所蔵「理事功程中脱稿ノ儀届」公〇一四四四一〇〇。
- 28 中野目徹「『青表紙文書』の復元とその史料的位置」『近代史料学の射程—明治太政官文書研究序説—』弘文堂、二〇〇〇年。
- 29 国立公文書館所蔵「全権大使随行田中陸軍會計監督外二十三名在外国中分課實際取調ノ書類等可差出御達伺」公〇一三七一一〇〇。
- 30 前掲注 29
- 31 小林哲也「『理事功程』解説」文部省編『理事功程』臨川書店、一九七四年。
- 32 国立公文書館所蔵「附録 第一 文部省編纂図書目」記〇一四九五一一〇〇、(JACAR Ref:A07062129500)。
- 33 国立公文書館所蔵「理事功程刻成届」公〇一四四八一〇〇。
- 34 前掲注 2
- 35 田中正弘「初期外務省と『続通信全覧』の編纂」『近代日本と幕末外交文書編纂の研究』思文閣出版、一九九八年。
- 36 国立公文書館所蔵「官用野紙ヲ十行ニ改ム」太〇〇二六三二〇〇。
- 37 前掲注 29
- 38 前掲注 18
- 39 国立公文書館所蔵「単行書・大使書類原本輸入・輸出・貸蔵入・横文・十一綴・二十四収」単〇〇三七九一〇〇' (JACAR Ref:A04017160000)。国立公文書館所蔵「単行書・大使書類原本横文切手並免状」単〇〇四〇三一一〇〇' (JACAR Ref:A04017167000)。
- 40 石渡隆之「大臣参議及各省卿大輔約定書」について『北の丸』創刊号、一九七三年。
- 41 国立公文書館所蔵「単行書・大使書類原稿大使雑録」単〇〇二七八一〇〇' (JACAR Ref:A04017139800)。
- 42 中野目徹「近代太政官文書の形成過程」明治維新史学会編『明治維新と史料学』吉川弘文館、二〇一〇年。
- 43 前掲注 5
- 44 田中彰『『米欧回覧実記』の成稿過程』『岩倉使節団の歴史的研究』岩波書店、二〇〇二年。
- 45 前掲注 4
- 46 国立公文書館所蔵「米欧回覧実記刷印費ノ内書師へ下渡伺」公〇二〇〇八一〇〇。
- 47 前掲注 4
- 48 前掲注 46
- 49 前掲注 4
- 50 前掲注 44
- 51 前掲注 18

(アジア歴史資料センター研究員)